

監査告示第 8 号

令和 2 年 3 月 2 5 日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義 仁
同	仮	屋	秀 一
同	菌	田	裕 之

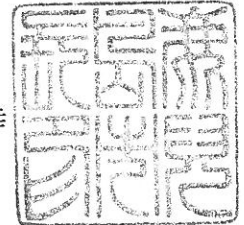
平成 2 9 年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

水経管 第128号
令和2年2月28日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸



平成29年度包括外部監査の結果に関する措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

平成29年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

指摘事項等	担当局部課名	措 置
第4部 指摘及び意見 6. 施設往査 (2) 指摘及び意見（各事業共通） 3) 未使用固定資産について （意見） 長期間使用していない固定資産が存在する。今後の使用が見込まれない資産を適宜に除却することは、その後の保管・管理の手間や時間を削減することに直結する。3年に1回の実地照合の際でなくても実施できるものであるため、各現場で適宜に調査、処理を検討すべきである。 (P121)	水道局 総務部 経理課 水道局 水道部 配水管理課 水道局 下水道部 下水処理課	今後の使用が見込まれない固定資産について平成30年3月から同年6月までの間に調査し、該当するものについては平成30年度中に除却手続きを行い、廃棄した。 使用が見込まれない固定資産については、3年に1回の実地照合を待たずに各現場で調査、処理することとする。



<p>第4部 指摘及び意見 6. 施設往査 (2)指摘及び意見 (各事業共通) 4)固定資産の除却について (意見) 処理場において「固定資産台帳上は除却済であるものの引き続き使用している資産」が存在する。過年度において発生したものであり、現在では新規に発生することはないが、3年に1回の固定資産の実地照合を通じて整理を図る必要がある。 (P122)</p>	<p>水道局 総務部 経理課 水道局 下水道部 下水処理課</p>	<p>平成30年3月から同年6月までの間に使用の有無について調査し、使用していないものについて平成30年度中に該当固定資産を廃棄した。 今後も3年に1回の実地照合を通じて整理を図ることとする。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2)指摘及び意見 1)固定資産の減損について (意見) 平成26年4月1日より地方公営企業会計に減損会計が導入された。市水道局では減損会計についての方針や規程等を定めていないが、減損会計の適用を円滑に行う観点から、減損会計に関する方針や規程等を定めることが必要である。 (P131)</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p>	<p>平成31年3月19日付けで「鹿児島市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の減損会計の取扱基準」を制定した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2)指摘及び意見 2)遊休資産の減損検討について (指摘) 減損会計の手順に従えば、遊休資産は各々単独で減損の兆候の有無を判定しなければならないが、これらに必要な手続きを実施していない。 会計基準で要請されていることから、少なくとも遊休資産に関しては上記のような減損の兆候把握、認識、測定のプロセスに従い減損損失計上の要否を検討すべきである。 (P133)</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p>	<p>平成31年3月19日付けで定めた「鹿児島市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の減損会計の取扱基準」に基づいて、減損損失計上の要否を判断した結果、平成30年度末の時点では貸借対照表に計上する減損損失はなかった。</p>

<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>7. 会計関連について</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>12) 庁舎建設負担金・庁舎改良負担金と施設利用権の関係について</p> <p>(意見)</p> <p>施設利用権の償却期間について、対応する庁舎建設負担金及び庁舎改良負担金の収益化期間と異なっている。水道局全体として資産の利用実態を適切に表す観点から、同一の償却期間を使用すべきである。</p> <p>(P146)</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p>	<p>施設利用権の償却期間については、平成30年度取得分から、対応する庁舎建設負担金及び庁舎改良負担金の収益化期間と同一の償却期間を使用するようにした。</p>
--	----------------------------	--